

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	医療対策課	検索番号	5 - 2
法令名	死体解剖保存法	根拠条項	9		
許認可等	死体解剖の場所の特例許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>死体解剖保存法 (昭和二十四年六月十日法律第二百四号)</p> <p>第九条 死体の解剖は、特に設けた解剖室においてしなければならない。但し、特別の事情がある場合において解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けた場合及び第二条第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(審査基準)</p> <p>死体解剖保存法に係る許認可等の事務処理基準 (平成12年4月1日保第793号 各保健所長あて 保健福祉部長通知)</p> <p>死体解剖保存法(昭和24年法律第204号) 同法施行令(昭和28年政令第381号) 同法施行規則(昭和24年厚生省令代37号)の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関係通達及び通知(疑義照会通知を含む)を処理基準とする。 なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。</p> <p>医療法、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法、死体解剖保存法及び公益法人監督上の疑義について (昭和三十一年七月一三日一医第九二九号)</p> <p>【照会】 3 死体解剖保存法第九条の規定中「特に設けた解剖室」とは、病院以外の研究所等に設けられた解剖室等も含まれると解してよいか。</p> <p>【回答】 3 貴見のとおりである。</p>					